コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　ZENKOKU HOSHO Co.,Ltd.

最終更新日：2015年6月23日
全国保証株式会社
代表取締役社長　石川　英治
問合せ先：経営企画部　03-3270-2302
証券コード：7164
http://www.zenkoku.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社の経営理念である[「お客様の夢と幸せの実現」をお手伝いする]を実現し続けていくために、住宅ローンの保証会社としての社会的責任と公共的使命を認識し、様々なステークホルダー（利害関係者）のニーズに応えることを目指してまいります。その結果が、企業価値の向上につながり、ひいては、株主の皆様に支持されるものと考えております。
今後もコンプライアンスの徹底を図り、また、取締役会において制定された「内部統制システムの基本方針」に則り、一層の体制整備を行い、コーポレート・ガバナンスが十分発揮されるよう努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
富国生命保険相互会社	6,200,000	9.00
明治安田生命保険相互会社	5,130,000	7.45
太陽生命保険株式会社	4,271,000	6.20
ジブラルタ生命保険株式会社（一般勘定上場株式口）	3,029,000	4.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,306,500	3.35
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	2,040,000	2.96
三井住友信託銀行株式会社	2,000,000	2.90
MSCO CUSTOMER SECURITIES（常任代理人　モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社）	1,986,600	2.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,748,800	2.54
株式会社宮崎太陽銀行	1,700,000	2.47

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

インダス・キャピタル・パートナーズ・エルエル・シーから、平成27年2月13日付で大量保有報告書の変更報告書により報告を受けておりますが、平成26年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況に含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	その他金融業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小島　正之	他の会社の出身者											
小林　榮一郎	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小島　正之	○	―――	金融業界での豊富な経験や企業経営に関する幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため社外取締役として選任しております。また、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがなく、当社からの独立性を有していることから独立役員に指定しております。
小林　榮一郎	○	同取締役は、当社の取引銀行である株式会社あさひ銀行（現株式会社りそな銀行）に勤務しておりました（平成10年6月代表取締役副頭取を退任）。	長年の企業経営を通じて培われた経営者としての専門的な見識を当社の経営に活かしていただくため社外取締役として選任しております。同取締役は、取引先金融機関の業務執行者でありましたが、退職後10年以上が経過しております。以上より、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがなく、当社からの独立性を有していることから独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、子会社監査役、会計監査人及び内部監査部門である監査部は緊密な連携を保つため、定期的に会合を開催するなど積極的に意見及び情報の交換を行い、監査の効率性、有効性を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
日野　正晴	弁護士													
羽田　靖	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
日野　正晴	○	――	法律家としての専門的な見識・豊富な経験を当社の監査で発揮していただくため、社外監査役として選任しております。また、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがなく、当社からの独立性を有していることから独立役員に指定しております。
羽田　靖		――	金融問題に取り組んできた専門的な見識・経験を当社の監査で発揮していただくため社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の取締役（社外取締役を除く）が株主の皆様と価格変動のメリットとリスクを共有すること、長期的な企業価値向上への動機付けをより明確にすることを目的として、株式報酬型ストック・オプションの導入に関する件を定時株主総会に提案し、承認を得ております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

当社の定時株主総会において、取締役の長期インセンティブとして、取締役（社外取締役を除く）を対象とした株式報酬型ストック・オプションを導入することについてご承認いただいており、その支給時期及び配分は、取締役会の決議により決定することといたしております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役、監査役、社外役員の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内において、各取締役の貢献等を勘案し、報酬額を決定することとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】更新

社外取締役に対しては、常勤取締役が取締役会の開催前に上程議案の事前説明を行い、重要な事項等に関して意見交換や、社内の現況報告を行う等、十分な情報提供を行っております。
社外監査役へは、執行側から独立した監査役スタッフが会議資料配布等の各種情報提供、及び社外監査役の指示に基づく調査を随時行う体制が構築されております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社の取締役会は、6名の取締役（うち社外取締役2名）にて構成され、業務執行に関する基本方針・重要事項について決議を行っております。毎月1回及びその他必要に応じて開催し、業務執行の監査として監査役も出席しております。
取締役会決議事項を含む経営上の重要事項に関わる協議、取締役会から委嘱された事項の決議を行う機関として、経営会議を毎週1回及びその他必要に応じて随時開催し、迅速な業務運営に努めております。同会議におきましても、常勤監査役が出席し、業務執行の監査を行っております。
当社の監査役会は、4名の監査役（うち社外監査役2名）にて構成されており、毎月1回及びその他必要に応じて開催することとしており、監査に関する重要な事項について常勤監査役より報告を受け、協議を行っております。
内部監査は、当社経営目標の効果的な達成に役立つことを目的とし、代表取締役社長直轄の独立した部署である監査部が他部署からの制約を受けることなく自由に、かつ、公正不偏な態度で客観的に遂行し得る環境にて実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

独立した第三者の立場から経営を監督することができる社外取締役・社外監査役が取締役会に出席することで、業務執行機関に対する監督機能の強化を図ることが必要と考えているため。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知は法定期日より早期に発送できるように努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	他社の株主総会が最も集中すると見込まれる日を避け、多くの株主様にご出席いただきやすい日に設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	英文の招集通知を作成し、当社ホームページ及び機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへ掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを制定し、当社ホームページ内に掲載をしております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に個人投資家向け会社説明会やIRフォーラムに参加しております。 内　容：事業説明、業績説明等 回　数：直近1年間　15回	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を年2回開催しております。 内　容：2015年3月期（第2四半期）及び2015年3月期（期末）に関する業績説明等	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内の株主・投資家情報のサイトに、中期経営計画、財務ハイライト、IR活動の状況のほか、決算短信、適時開示書類、有価証券報告書ならびに四半期報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	担当役員：代表取締役専務　松田　勉 担当部署：経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、経営環境の変化に適時・適切に対応し、株主様・お客様・従業員等、全てのステークホルダーの視点に立った経営施策を実施することで企業価値の向上をはかり、永続的な発展と成長を目指すことを経営方針の一つとしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社におけるCSRとは、主に住宅ローンの信用保証機能の供与により地域社会の発展に貢献するとともに、事業活動において環境に配慮した取り組みを実践することと位置づけており、地域社会とともに成長、発展を遂げるため「全国保証社会貢献活動指針」を掲げ、全役職員が一丸となってCSR活動に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーを制定し、当社ホームページ内に掲載しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社における、内部統制システムに関する基本方針と整備状況は以下のとおりです。

1．取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（基本方針）
（1）取締役会は、法令遵守を基本理念とする企業倫理規範及び行動規範を制定し、代表取締役は繰り返し法令遵守があらゆる企業活動の前提であることを役職員に説明することに努め、企業文化として定着させる。
（2）取締役の職務執行の適法性を確保するための強力な牽制機能を期待し、取締役会に少なくとも1名の当社と利害関係のない社外取締役を常時在籍させる。
（3）取締役会は、コンプライアンスの統括部署・責任者、継続的な把握・監視・報告の方法及び監視機関であるコンプライアンス委員会の設置等コンプライアンス体制を定めたコンプライアンス規程を制定する。
（4）監査部は業務を分掌する各組織における日常的なコンプライアンス状況の監査を実施し、必要に応じた助言、勧告を行い、結果については定期的に代表取締役へ報告を行う。また、月に1度開催する三様監査連絡会を通じて、監査役及び会計監査人に対して内部監査の状況を報告し、コンプライアンス状況に関する意見交換を行う。
（5）当社の役職員が法令違反の疑義ある事象を発見した場合、速やかにコンプライアンス統括責任者を通して取締役会及び監査役会に報告される体制を維持するため、内部通報規程に基づく内部通報制度を運用し、情報の収集に努める。
（整備状況）
（1）企業倫理規範及び行動規範を制定しております。また、月に1度部店毎に開催する部店コンプライアンス研修にて企業倫理規範及び行動規範の読みあわせを実施し、全役職員にその定着を図っております。
（2）当社と利害関係のない社外取締役が2名取締役会に在籍しております。
（3）業務企画部法務室をコンプライアンス統括部署とし、月に1度コンプライアンス委員会を開催すること等を定めたコンプライアンス規程を制定しております。
（4）定期監査において、コンプライアンス状況の監査を実施し、結果については代表取締役へ報告を行っております。また、月に1度の三様監査連絡会を通して、監査役及び会計監査人に内部監査の状況を報告し、コンプライアンス状況に関する意見交換を行っております。
（5）外部の第三者機関を窓口とした全国保証ホットラインを設置しております。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（基本方針）
（1）文書管理規程及び関連細則等に従い、取締役の職務遂行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、適切な保存及び管理の運用を実施する。
（2）監査部は、定期的に当該文書等の記録・保存・管理の状況を監査し、必要に応じて規程等の見直しを助言、勧告を行い、結果については定期的に代表取締役に報告する。
（3）取締役及び監査役は常時これらの文書及び電磁的媒体による記録を閲覧できるものとする。
（整備状況）
（1）取締役会その他の重要な会議の意思決定に係る情報（議事録）及び重要な決裁に係る情報（稟議書）は、文書及び電磁的媒体に記録し、保存・保管をしております。
（2）監査部は定期的に当該文書等の記録・保存・管理の状況を監査し、規程の改定について助言を行い、結果を代表取締役に報告しております。
（3）取締役及び監査役が当該文書等を随時、閲覧ができるように保管しております。

3．損失の危機の管理に関する規程その他の体制
（基本方針）
（1）取締役会は、各種リスクの統括部署・責任者、継続的な把握・監視・報告の方法及び監視機関であるリスク管理委員会の設置等リスク管理体制を定めたリスク管理規程を制定する。
（2）リスク管理規程に従い、各種リスクに関しては統括部署等において継続的に監視し、代表取締役を委員長とするリスク管理委員会に情報を集中させ、総括的な管理を行う。
（3）監査部は業務を分掌する各組織における日常的なリスク管理状況の監査を実施し、必要に応じた助言、勧告を行い、結果については定期的に代表取締役へ報告を行う。また、月に1度開催する三様監査連絡会を通じて、監査役及び会計監査人に対して内部監査の状況を報告し、リスク管理状況に関する意見交換を行う。
（整備状況）
（1）リスク管理体制を定めたリスク管理規程、リスク管理に関する事項の実施に係る具体的事項を定めたリスク管理に関する細則を制定しております。
（2）リスク管理規程に則り、月に1度リスク管理委員会を開催し、リスクの継続的な監視・監督を行っております。
（3）監査部は定期監査において、リスク管理状況の監査を実施し、結果については代表取締役へ報告を行っております。また、月に1度の三様監査連絡会を通して、監査役及び会計監査人に内部監査の状況を報告し、リスク管理状況に関する意見交換を行っております。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（基本方針）
（1）当社は、取締役・職員が共有する全社的な目標を設定するため、外部環境と内部環境の変化を踏まえ、経営課題を明確化したうえで年度予算を数値算定し、3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。
（2）取締役会は、中期経営計画を効率的に遂行するためのPDCA体制を明確にする中期経営計画規程及び予算管理規程を制定し、中期経営計画に基づき、毎期、事業部門（部店）毎の業績目標と予算を設定配賦するとともに、各事業部門へ経営資源の配分を行う。
（3）各事業部門（部店）を担当する取締役は、各事業部門（部店）が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務執行体制を決定し、その執行責任を負う。
（4）各事業部門（部店）における業務遂行状況は、定期的に開催される経営会議にて確認し、必要に応じて審議を行い対策を講じる。
（5）月次実績については、計画対比の実績を毎月の取締役会に報告し、計画数値と差異がある場合は差異原因の報告も行い、計画達成のための対策について協議を行う。
（6）取締役会での協議を踏まえ、各事業部門（部店）を担当する取締役は、各事業部門（部店）が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務執行体制を改善する。
（整備状況）
（1）平成26年4月から平成29年3月までの3事業年度を期間とする中期経営計画を中期経営計画規程に則り作成しております。
（2）中期経営計画規程及び予算管理規程を制定し、中期経営計画に基づき、年度事業計画と年度予算を策定しております。
（3）各事業部門は年度事業計画の骨子に沿って施策を策定し、担当取締役はその計画・施策の妥当性を検証のうえ、具体的施策及び効率的な業務執行体制を決定しております。
（4）週に1度開催される経営会議、月に1度開催される業務連絡会において部店毎の業務遂行状況を確認しております。
（5）毎月予算差異分析を行い、差異内容を取締役会に報告しております。
（6）具体的な改善施策の実施、効率的な業務執行体制への改善を各事業部門へ指示しております。

5．当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（基本方針）
（1）当社及び子会社における内部統制システムの構築を目指し、当社経営企画部を子会社全体の内部統制システムに関する担当部署とし、子会社における内部統制システムの実効性を高める施策を実施するとともに、必要な子会社への指導、支援を実施する。
（2）経営企画部は子会社における内部統制システムの状況を把握し、必要に応じて改善等の指導を行う。
（3）監査部は、経営企画部による子会社に対する内部統制システムに関する管理状況を監査する。ただし、100%子会社に対しては、直接、内部統制システムの管理状況を監査する。
（4）子会社に取締役又は監査役を派遣し、内部統制システム体制に関する監査状況についての報告を受けることとする。
（5）経営企画部は必要と判断した場合には、子会社の内部統制システムの状況について、当社取締役会に報告をする。
（整備状況）
（1）当社経営企画部を子会社全体の内部統制システムに関する担当部署とし、適宜、指導しております。
（2）必要に応じて改善等の指導を行う体制を整えております。
（3）子会社に対しては、監査部による監査を実施しております。
（4）当社より取締役と監査役を派遣しております。
（5）必要に応じて報告ができる体制を整えております。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
（基本方針）

（1）取締役は、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められたときは、監査役の監査を補助することを職務とする監査役スタッフを任命する。
（2）監査役スタッフに任命された職員は、監査役の監査を補助する職務に専念する。
（整備状況）
（1）専任の監査役スタッフを任命しております。
（2）監査を補助する職務に専念をしております。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
（基本方針）
監査役スタッフは、監査役の指揮命令に従い職務に従事し、取締役等の指揮命令を受けない。ただし、監査役スタッフが他の業務を兼務する場合、監査役の指揮命令は監査役の監査を補助する職務に限る。
（整備状況）
監査を補助する職務に専念しており、取締役等の指揮命令は受けておりません。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
（基本方針）
取締役会は、監査役の監査の実効性を確保するための報告に関す事項等を明確にするために監査役の監査の実効性確保に係る規程を制定する。取締役又は職員は監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに関して疑義ある事象の状況を速やかに報告することとする。
（整備状況）
監査役の監査の実効性確保にかかる規程を制定しております。また、三様監査連絡会における報告のほか、内部通報規程に通報窓口として常勤監査役を明記しており、速やかに報告する体制を整えております。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（基本方針）
（1）代表取締役は、監査役と定期的に意見交換を行う。
（2）監査部は、監査役、会計監査人とで構成する三様監査連絡会を定期的に開催し、監査結果を報告して意見交換を行う。
（整備状況）
（1）代表取締役は、監査役と定期的な意見交換を行っております。
（2）月に1度三様監査連絡会を開催し、意見交換を行っております。

10. 反社会的勢力排除に向けた体制
（基本方針）
（1）当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人、いわゆる反社会的勢力による被害を防止するため、反社会的勢力に対する基本方針を制定し、社内のコンセンサス確立を図る。
（2）当社は、取締役及び職員に対し、反社会的勢力に対する基本方針の周知徹底を図り、毅然とした態度で臨むとともに関係を一切遮断する。
（整備状況）
（1）反社会的勢力に対する基本方針を制定しております。また、具体的な対応方法や反社会的勢力のチェック方法等についてまとめた対応マニュアルも制定しております。
（2）コンプライアンスマニュアルを利用して、月に1度部店毎に開催される部店コンプライアンス研修を実施しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社における、反社会的勢力排除に向けた基本方針と整備状況は以下のとおりです。
反社会的勢力に対する基本方針
当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人、いわゆる反社会的勢力による被害を防止するために、次の基本方針を宣言します。
（1）当社は、反社会的勢力との関係を一切持ちません。
（2）当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。
（3）当社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。
（4）当社は、反社会的勢力への資金提供や裏取引を行いません。
（5）当社は、反社会的勢力の不当要求に対応する役職員の安全を確保します。

反社会的勢力排除に向けた整備状況
平成18年5月の会社法施行を受け、会社及び役職員が「コンプライアンスが全ての企業活動の前提となる」ことを認識し、健全な企業活動を遂行していくうえでの基本的な心得として「企業倫理規範」、具体的にとるべき行動を「行動規範」に定めております。また、「コンプライアンスマニュアル」にも役職員が遵守すべきルールを定め、研修により認識を徹底しております。さらに、保証委託約款へ暴力団排除条項を追加するとともに、警察等の関係行政及び顧問弁護士との連携を図り、反社会的勢力との関係を遮断する策を講じております。この他、「反社会的勢力対応マニュアル」を整備・運用しており、反社会的勢力との関係遮断、それらによる被害防止、反社会的勢力への対応・調査について適正な業務運営が確保できるよう図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

---

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレート・ガバナンス体制についての模式図】

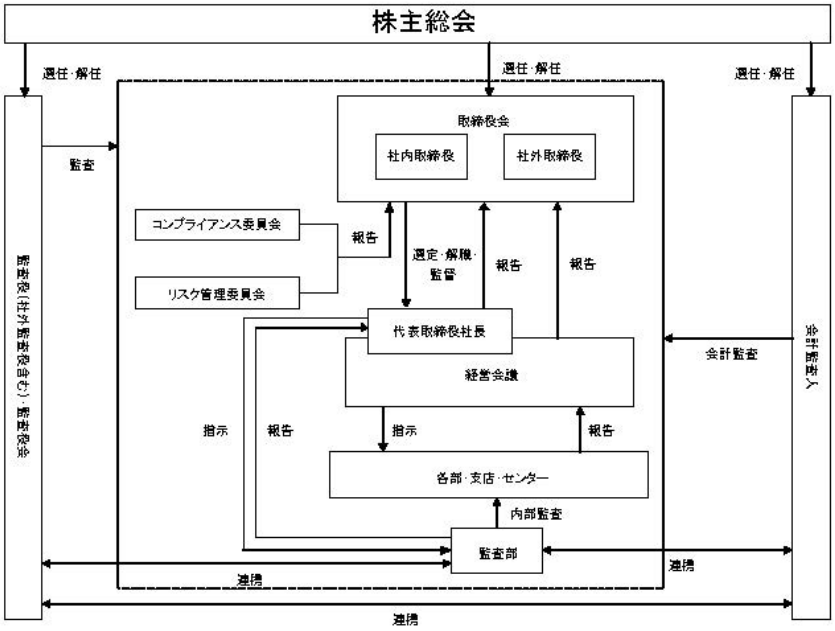

【適時開示体制の概要（模式図）】

